

播磨町地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、播磨町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第15条の規定に基づき、播磨町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算）

第3条 協議会の予算は、国からの補助金、播磨町からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに播磨町長に提出しなければならない。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会に諮り承認を得なければならない。

2 前項の規定により協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（予算区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第6条 会長は、予算の執行上必要があると認めるときは、歳出予算の流用及び予備費の充用を行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、播磨町の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) その他必要な簿冊
(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、設置要綱第5条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに播磨町長に送付しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(協議会設立年度における予算措置の特例)

2 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から翌3月31日までとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 諸収入 | 1 雑入 |

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

| 款 | 項 | 目 |
|-------|-------|-------|
| 1 総務費 | 1 総務費 | 1 会議費 |
| | | 2 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 返還金 | 1 返還金 | 1 返還金 |
| 4 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |